

日本航空特別便・運航決定のお知らせ(ジャカルタ発成田行き:7月25日)

令和3年7月16日
在スラバヤ日本国総領事館

※ 在インドネシア日本国大使館より、以下のお知らせが発出されましたので、お知らせいたします。

※当館からのお知らせは7月15日付(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100212894.pdf>)を参照ください。

※本件に関する照会は、在インドネシア日本国大使館にご連絡ください。

在留邦人の皆様へ
当地滞在中の皆様へ
2021年7月16日

1 7月14日付の領事メール(件名:ジャカルタ発成田行きの特別便の運航について)でお知らせした特別便について、**7月25日**ジャカルタ発成田行きの日本航空特別便運航が確定しました。

なお、同便による帰国をご希望される方は、ご自身の所属する受入企業・団体が外務省に提出し、承認を受けた誓約書が必要となります。

●フライト情報 日本航空 **7月25日(日)** JL726 ジャカルタ 21:55 ⇒ 成田 7:25
(翌日着)

●特別便運賃・ホテル/PCR検査等の代行手配にかかる料金については、現在、調整中です。料金等については、下記までお問い合わせください。

また、特別便へのご搭乗を希望される方は、ご自身の所属される企業・団体が外務省に提出し、外務省確認印のある誓約書を、メールに添付のうえ下記までお問い合わせください。

連絡先:ジャランツアーソーシャル(トーリナトラベル/TTJ)

e-mail: specialflight@jalan-tour.com

●申し込み期限 **7月23日(金)12時**(インドネシア西部時間)

なお、**7月23日(金)**の入金確認が必須となります。

●留意点

(1)同便を予約されるにあたっては、受入企業・団体の誓約書手続きが完了している必要があります。同便に関する受入企業・団体用誓約書及び対象者リストの外務省

への送付期限は、7月21日(水)18時(日本時間)とさせていただきます。なお、誓約書手続きの完了は、航空券の予約を保証するものではありません。

(2)事前にご予約をされていない方は特別便にご搭乗いただくことができません。

(3)誓約書の内容や提出方法等については、以下までご連絡ください。

外務省領事局海外邦人安全課

電話番号:03-5501-8159

03-5501-8160

メール: ryouan2@mofa.go.jp

受付期間:7月17日(土)11時～18時

18日(日)11時～18時

19日(月)～21日(水)9時～18時(※すべて日本時間)

2 引き続き、皆様の帰国需要に応じて特別便を手配するべく日系航空会社が調整しており、在インドネシア大使館としても必要な支援を行っているところです。また、企業・団体に属さない個人の方をはじめ、個別の事情を有する方々のための特別便についても、現在、鋭意調整を行っておりますので、追ってご連絡させていただきます。現時点で判明している情報については、当館HP(https://www.id.emb-japan.go.jp/info2107_0716.pdf)を参照ください。

在インドネシア日本国大使館 領事部

○+62-21-3192-4308(24時間受付)

当大使館では、現在、コロナ感染拡大により最小限の出勤体制としており、この電話では緊急の案件のみ受け付けております。一旦、電話受付オペレーターにつながりますので要件をお伝えいただければ、担当者より折り返し御連絡させていただきます。

※ 回線障害などで緊急電話受付につながりにくい場合:+62-21-5099-6971

○大使館ホームページ: http://www.id.emb-japan.go.jp/index_jp.html

○外務省 海外安全ホームページ: <http://www.anzen.mofa.go.jp> (了)